

NEWS RELEASE

国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部
(亀井、青木)
(電話) 06-6949-6449
- ・神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
(片山、日高)
(電話) 078-453-1105

令和8年1月28日

山陽バス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、神戸運輸監理部兵庫陸運部が立ち入り監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和8年1月28日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

事業者名：山陽バス株式会社（法人番号：4140001023544）
営業所名：垂水営業所（兵庫県神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号）

2. 立入監査の実施日

令和7年9月26日

3. 監査の端緒

令和7年8月23日、東多聞停留所から乗車した旅客が着席する前に、バスが発車したため旅客が転倒し、重傷を負わせる事故を惹起したことを端緒として、監査を実施。

4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処 分 内 容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分
延べ10日間の事業用自動車使用停止処分
【5両×1日間、1両×5日間】

(2) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ①運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
- ②運転者に対する適性診断受診義務違反【受診なし1名（初違反）】
(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

配布先

青灯クラブ
陸運記者会(ハイタク部会)
兵庫県政記者クラブ